

※風致地区内において許可が必要な行為を実施する場合は、必ず窓口で事前相談をしてください。特に、条例第5条第1項第5号のただし書きの適用については、早い段階でご相談ください。

別表Ⅲ（２－（１）関係）

地 域 区 分	要 件	要 件 説 明	高さの 緩 和	他の緩和との併用		緩和の条件 (緑化基準)	緩 和 の 上 限 等
				建ぺい率	後退距離		
S 地域	再開発等 促進区	都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第3項の規定により再開発等促進区に関する都市計画決定がされている場合	○	○	×	Ⅱ＋	・ 高さの緩和は、再開発等促進区を定める地区計画運用基準の範囲内 ・ 建ぺい率の緩和との併用は、都市計画で定める建ぺい率（角地（建築基準法第53条第3項第2号に該当する場合）の場合は、建築基準法で認められる建ぺい率）まで ・ 壁面後退距離の緩和との併用は認めない。ただし、地区計画において壁面の位置の制限の対象外とされる部分は除く。